



令和8年8月千葉豪雨の被災者に対する 市営住宅の提供数を拡充します

令和8年8月13日に発生した令和8年8月千葉豪雨で被災された方に対する、市営住宅の提供について、市営住宅の既存の空き住戸に、次のとおり災害用住戸を新たに整備し、提供数を拡充します。

1 対象者

令和8年8月千葉豪雨により被災し、居住していた住宅が床上浸水等の被害を受け、居住継続が困難となった市内世帯

2 新規整備住戸数

- ① 第一期 4戸
- ② 第二期 4戸

これにより、災害用住戸は計15戸となります。

※当該住戸の整備完了は、①は今週末前後、②は今後1週間程度を見込んでおります。

3 使用期間

原則として入居した日より3か月（最長1年まで更新可）

4 使用料

市営住宅家賃及び敷金免除（光熱水費は自己負担）

5 受付

所定の申請書及び証明書類を提出のうえ、順次入居の手続きを行います。
※先着順に、整備が整い次第提供します。

6 申込・お問い合わせ先

松戸市街づくり部住宅政策課

電話：047-366-7366

（土日、休日を除く 午前9時から午後4時30分まで）

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市住宅政策課 ☎047-366-7366

✉ mcjuutaku@city.matsudo.chiba.jp